

第33回八尾市人権尊重の社会づくり審議会 会議録(概要)

1. 開催日時

平成29年7月24日(月)午後2時～午後4時

2. 開催場所

八尾市役所 本館8階 第2委員会室

3. 出席者

(委員)水鳥会長、池田副会長、谷岡委員、林委員、松並委員、池上委員、
奥田委員、森川委員、水口委員、山本委員、阪本委員、新開委員、河委員
(事務局)村上人権文化ふれあい部長、網中人権文化ふれあい部次長、山本人権政策課長、
森教育委員会人権教育課長、長野人権政策課長補佐、池田人権政策課係長、
富田人権政策課主査

4. 案件

1. 第2次八尾市人権教育・啓発プランの進捗状況について
2. その他

5. 議事内容

【副市長挨拶】

【委員紹介】

【資料確認】

【案件説明】

- ・ 案件1:第2次八尾市人権教育・啓発プランの進捗状況について
事務局より、資料1～資料5について、一括して説明

【主な意見】

- ・ 識字教室について、これは夜間中学の識字教室とはまた別のものになるのか。以前は八尾中学の夜間中学の募集をよくしていたと思うが、最近は見かけないが、なくなったのか。
- ・ (事務局)八尾中学校の夜間学級は今年度も活動している。夜間学級の位置付けは中学校という位置付けになる。従来では、色々な事情で中学校を卒業できなかった方が中心になって、日本の方や在日の方が参加されていたが、一定内容が変わり、中学校を卒業された方でも、十分な教育を受けられなかった方々、このような方も八尾中学校夜間学級に通う資格があるという形になっている。よみかき教室という位置付けではなく、中学校の位置付けで活動している。細かい数字は持ち合わせていないが、200人くらいの生徒が夜間に学んでいただいている。
- ・ 5章1節1項の項目は「就学前における人権教育の推進」とあるが、在宅児童への子育て支援が人権の取り組みということでよいのか。要するに、人権という言葉が出てこないのが、個人的には人権教育の推進と感じられない。
- ・ (事務局)子育て世代のニーズにあった取り組みということで、若い世代の方を通じて、その子どもへの人権教育の推進ということを想定している。
- ・ それであれば言葉を足した方がよいのではないかと。人権教育ということが分かりにくい。
- ・ (事務局)項目についてはプランに基づいたものであるが、よりわかりやすい表現について検討させていただきたい。

- ・ プランの進捗管理において具体的な数字が出されることは貴重なものであると思っているが、昨年は障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法と、いわゆる差別解消3法が施行された。人権教育・啓発プランは、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づいて行われているものであるが、人権には具体的な課題、例えば外国人や部落問題など、いわゆる6大課題という形であるが、人権というどうしても抽象的になってしまい、わかりにくい。もちろん共通したところはある、基本的な人権の侵害はないか、それを守るためにどうするかということで大事なテーマではあると思うが、一方では、具体的な人権侵害の事実、例えば差別はそのうちの一つであると思う。そういうものとの関係で、具体的なテーマを掘り下げていくということもしないと、議論が抽象化してしまうと思う。

部落差別解消推進法については、以前の法律が切れて15年経過し、今もう一度、部落差別を解消するという内容を名称に謳った法律が制定されたことの意味というのは、一般施策の中で、残された課題を解決するという事で行われてきたが、それがうまくいかない、最近ではインターネット等を中心に差別事象も広がっている。そのようなことを背景にして、もう一度個別課題をしっかりと踏まえようという事が、解消3法の背景であったと思う。なので、この進行管理をもらって、その結果、それぞれの個別課題が今どのような状況にあるのかということも併せて、これはどこで議論するべきなのかはわからないが、例えば、それぞれの課題別の審議会や審議会に準ずるようなものが市にはあると思うので、そこでの議論の報告みたいなものを、この審議会でも少しまとめて聞かせてもらえれば、個別課題に対してどれだけ取り組みが進んでいるのかなど、立体的な議論ができるのではないかなと思う。

- ・ 委員の意見では、差別解消3法について、どのような個別的取り組みがされているのか、報告や要約をしてほしいということであったと思う。これについては次回報告できるのであればお願いしたい。
- ・ (事務局)今年度、事務局としては人権啓発として、まずは法の周知を進めていかなければならないということで、取り組みを進めている。今いただいた意見については、今後時間を頂いて検討させていただきたい。
- ・ 法律の歩みから言うと、昨年は一つの転換点であったと思う。これまでは、被害を被っている人に対する対策法が中心であった。障がい者対策というと、障がい者に何をするのか、部落問題では同和地区に何をするのか、被爆者に対して、アイヌ民族に対してなど、法体系は対策法、特別対策事業という形で組まれてきた。それはそれで意義があり、大事なことであるが、差別そのものをなくそうとすれば、当事者だけに向き合ってもなくなる。女性差別をなくすためには男社会を変えないといけない。この認識で、障害者差別解消法は健常者中心の社会に向けて、合理的配慮や企業の雇用促進など、健常者社会に向けた法律である。ヘイトスピーチ解消法についても、在日外国人に対してではなく、日本人社会に向けての法律。部落差別解消推進法も、同和対策事業の復活法ではなく、部落差別のない社会を実現するという、市民向けの法律である。

これら3つの法律の対象者は市民、市民社会である。当事者対策から社会変革への大きな転換が、人権に関わる法整備の中では、2016年は1つの分水嶺になったと思う。そして、ちょうどこの考え方は本審議会の主旨と重なると思う。人権尊重の社会づくりをしようということで、今回の3法と考え方が一致してくる。そういう意味では3つの法律を踏まえ、何が人権尊重の社会づくりの課題であるとか、どのように取り組んでいくのかなどを、今日というわけではないが、ぜひ事務局からいろいろ提案してほしいと思う。これらの法律は恒久法なので、まずは市民への法の周知。市民への周知は大きな啓発効果であると思うので、しっかり周知してほしい。先ほど事務局は法の周知に力を入れているということを言っていたので、大変ありがたい。ただ、その周知を踏まえて、何にどう取り組んでいくのか、そのあたりのこと

は審議会の本題に関わるテーマだと思うので、また今後どこかで議事にしていただければと思う。

- ・ 2000年に人権教育及び人権啓発の推進に関する法律ができて、人権教育啓発プランができたと思う。それで、啓発プランの進捗状況を審議会で議論しているという、法律・計画・進捗状況の点検というスタイルになっているので、同じような主旨の3法なので、ぜひそのあたりについても、八尾の取り組みについて報告、検討できる場を今後設けていただくことを要望しておきたい。
- ・ 昔は地域でのコミュニティがあったと思う。それがお互いを自制させ、良い社会があったと思う。法律だけではなく、個々の心の問題も大切であると思う。
- ・ 人権擁護委員の活動として、小学4年生を対象に人権教室等をしているが、子どもたちに感想を聞くと、いじめはいけないことだということ子どもたちなりに考えている。ただ、大人と認識が違う場合がある。人権尊重の社会づくりは非常に意義がある事だと思うので、ここで終わらせるのではなく、一般に広く伝えることが大事だと思う。
- ・ 啓発するにしても、人を集めたりすることや、なかなか行き届かないところもあり難しい。その点では、学校でこどもの権利条約リーフレットやデートDVの予防啓発リーフレットを配布していることは良いと思う。子どもを通してその家族にも見ていただく機会になると思う。その中で、話のあった差別解消3法や、広く啓発していきたいものについて、わかりやすいリーフレットを配っていければよいのではないかと思った。
こどもの権利条約リーフレットやデートDVの予防啓発リーフレットは個人的にも見てみたいが、八尾市独自のものなのか。
- ・ (事務局)デートDVのリーフレットについては市で作成し、啓発に使わせているものであるもので、またお渡しさせていただくことも可能である。ただ、内容がやや大人向けであり、中学校1年生向けとしては内容の見直しを行う必要があると認識しており、今後、もう少し中学生向けのわかりやすい内容での見直しを予定している。
- ・ 5章1節2項において、各学校でいろいろな取り組みをしていることが分かったが、保護者や子どもが相談する先として、例えば学校の先生が怖くて学校に行けない子どもや、学校に相談できなかつたりする子どもや保護者、また、教育委員会に相談するにもハードルが高かつたりすると思う。相談できる場所に対しての周知等はどのようにされているのか。自分自身も小学生の子どもがいるが、相談先は詳しく知らない。
- ・ (事務局)本来であれば、子どもたちの悩みや相談を学校現場、教職員が受けてそこで解決できることが一番理想かなと思うが、やはりなかなか目の前の先生に相談できない場合もあると思う。
今年度、人権教育課と人権政策課で連携して、子どもたち向けに、いじめなどの相談先を記載したカードを配布している。人権教育課が相談窓口になるが、実際、子どもや保護者から連絡は入っている。ただ、それがすべての子どもや保護者にどれだけ周知できているのかということをご指摘のとおりであり、引き続き周知はしっかり行っていきたい。
- ・ 昨年度障害者差別解消法が施行された。障がいを理由に差別、排除してはならないということであり、排除してはならないという言葉に重点を置きたい。学校の場合だけではなく、あらゆる場において、障がい者はいて当たり前である。特に学校教育の場合、分離教育であって支援学校があり、障がいのある人はそこにいくのが当たり前という風潮があるが、そうではなくて、選ぶのは本人であり家族である。障がいがあっても障がいがない子と同じように地域の学校に行ってほしいという気持ちがある。
- ・ 2014年1月には日本も障害者権利条約に批准したが、そこにはインクルーシブという言葉を使い、あらゆる場において、障がいのある人が当たり前のように生きる、それを不思議と

思わない社会の実現を目指している。

先ほど差別事象の話もあったが、障がいいらんという発言があったことは本当に悲しい。いろいろな障がい者団体が学校に行き啓発をしているが、そのようなことがあったということは啓発がまだまだなのかなと。私は障がい者がいることが当たり前だと思っている。実際、障がいのある人は人口の6%いてるわけであり、排除する方がおかしい。学校教育の場だけでなく、地域においてもそういった共生社会、インクルーシブな社会というものをもっと啓発していかないといけないと思う。

- ・ 相談支援の話がでていたが、相談に行った人が親身に受け取ってもらえなかったということが実際あったようである。市政だより等でも相談一覧が載っているが、市民相談など本当に親身になって相談に乗っているのかと感じてしまう。しっかりと親身になって相談に乗ってほしいと思う。
- ・ 資料4であるが、子どもの件数は増えているが、市としてどのような対策をしているのか教えてほしい。
- ・ (事務局)この数字は就学前の子どもも含まれている数字であると思うが、教育委員会でも、幼稚園、小学校、中学校と虐待の対応をしているが、まず学校園のつながりで言うと、虐待が疑われる子どもたちがいた場合、教育委員会に連絡が入ってくる。教育委員会と市長部局のみらいが中心となり、虐待に係る子どもたちの状況や今後の対応について、学校園等と連携しながら対応を行う。とりわけ虐待の中でも重度の虐待については、東大阪子ども家庭センターという組織があり、そことも連携をとりながら、例えば生命に危険があるといったようなときには、一時保護をしたり、母子分離をしたりという手続きを取っていく。
小中学生の場合、虐待の発見については、近隣住民からということもあるが、一方で、登校してきたときに顔にあざがあるなどの状況もある。その場合には法の主旨も変わり、虐待が疑われる場合は、関係機関に通告する義務があるということになっているので、情報は必ず教育委員会及びみらいにあげてもらおう。その中で、連携して対応していくという形をとっている。ただ、虐待は見えにくくなってきている。近所の方等が互いに関心を持っていただき、一番最悪な事態がないような形で、至急に情報をあげてもらおうことが子どもたちを救う近道かと考えている。
- ・ (事務局)就学前については、人権政策課でDV対応をしているが、そこと重なる部分も非常に多い。就学前、妊娠されている方、4か月健診、1歳半健診、3歳半健診など、保健センターでも健診を行い、その中で、子どもの生育状況、虐待等に関わる異常の有無等を把握するなど、いろいろな機会を通じて、虐待予防に努めている。また、みらいや警察、児相等とも連携を密にし、虐待が発生した場合でも速やかな対応をとるようにしている。虐待は命に関わる問題であり、慎重に対応させていただいている。
- ・ 子どもの通告件数の件数と児童数の違いはどのような意味か。
- ・ (事務局)1通告に1人ということではない。例えば、1通告で子どもが2人、3人というケースもあるため、28年度で言えば、181件の通告で、児童数が259人という件数になっている。
- ・ 民生委員をしているが、虐待問題は大きな問題である。例えば、保健所での検診が未受診の家庭について、ここの家庭は未受診ですよということの案内を保健所からもらえば、その家の周りに行き、洗濯の状況や家の周りの状況を報告するが、決して本人には会わないことになっている。また、虐待とまでいかななくても、夜遅くまで子どもが遊んでいるなどがあれば、みらいに連絡したりすることもある。
- ・ 高齢者の虐待の対応状況について、立入調査とあるが、1件である。警察なりが踏み込めるのではないかとと思われる事例がたくさんあると思うが、この1件はどういう状況で立入調査をしたのか。

- ・ (事務局) 高齢者虐待についてであるが、虐待があった場合、本人と例えば家族等、当事者双方から聞き取りをしているが、中には会わせていただけない場合もある。その時は、市には権限を頂いているが、実際には警察に同行してもらい、立入を行う。
この28年度の1件の内容については、申し訳ないが詳細は把握していないが、どのような場合に立入調査になるのかということになると、例えば虐待の通報があって、実態の把握をしないといけないができていない場合、本人の安全に関わる問題の場合は、警察にも同行してもらい、立入調査を行っているというようなことである。
- ・ 立入調査の件数が増えれば、もっと虐待を未然に防げるのではないかと考えてしまうが、個人情報等色々な制約があり、難しいのかなとも思う。ただ、もう少し踏み込んで調査できる状況になれば、市民として通告させていただき意義があるのかなと感じた。
- ・ 虐待やいじめを受けた人たちの心は傷ついているが、専門のカウンセリング等をきちんと受けることが出来ているのか。そのような体制は整っているのか。
- ・ (事務局) 前提として、いじめや虐待が子どもの身に降りかからない、そのために、学校現場で言うと、教職員一人ひとりが子どもの生活実態、生活背景、親の状況等を含めながら子どもたちと向き合っていくということが必要不可欠だと思っている。そんな中で、例えばいじめ問題が起こってしまった場合、学校の中で、子どもたちへのケアは第一に考えることであるが、併せて、各校すべてではないが、中学校区に1名スクールカウンセラー、いわゆる心理士が配置されている。こちらについては、いじめだけではなく、保護者が子育てに心配を持った時に相談ができるという体制もできている。また、場合によっては、スクールソーシャルワーカー、非常に重篤なものについては、行政機関との連携も必要になってくる。このあたりについても、一定増員をしながら、教育委員会として、その事象対応に必要な配置をさせていただいている。ただ、そこをしっかりと活用できる仕組みづくり、啓発ということについては引き続き実施する必要があると考えている。
- ・ 資料4の子どもについての対応状況というのは、児童の安全確認件数という形で包括されている。他の3つと比べて、これだけで終わってしまっている感じがあるので、どのような個別対応を行ったのか、委員にわかりやすい形で示してもらえるとありがたい。
- ・ 幼稚園や小学校、中学校は現在夏休みに入っている。夏休みの期間、学童に行けていない子であったり、家でずっといる子についてはなかなか行き届かないところはあると思うが、地域であったり、各機関であったり、どのように連携をされているのか。虐待の可能性など、家の中は何が起きているかわからないので、その辺について、どのような取り組みをされているのかを知りたい。
- ・ (事務局) 虐待のケースは一律ではないので、個別個別の対応になる。細かい話になるが、虐待通告のあった子どもたち、実際に虐待のあった子どもたちというのは、一定我々として持っている情報を、例えば警察や子ども家庭センターなどの関係団体と共有している。その中で、長期休みに入る場合はやはり見えにくくなるという事もあるので、例えば小学校であれば、小学校の職員、関係機関などでケース会議を開き、長期休みの間、心配な子どもに対してはどういった見守り体制をとっていくのかというようなところを確認しながら、例えば定期的な家庭訪問を実施してみるとかという対応をしていくことになる。ただ、言っていたように、学校に来ての間は、一定職員が状況を把握できるが、やはり我々も長期休みの間が一番心配な部分なので、そこは丁寧にやっていかないといけないと思っている。
- ・ インターネットの差別事象であるが、今は大変な状況になっており、どのようにすればこれが改善されるか、手の打ちようがないということが正直なところである。これは大阪府版部落地名総鑑ということで、削除依頼を八尾だけではないということで、大阪府に報告され、取り組まれたと思うが、八尾市に関わる同和地区情報もネットでは流れっ放しの状況であり、各市

町村で、自分の町の情報についてどう取り扱えばよいのかということについて、こうしてくださいと、私が答えを言えればいいのだが、少なくともまずは削除要請、削除依頼から始まると思う。

実は、今月初めに、部落解放人権研究所で、インターネットと部落問題というテーマで研究会を行い、休日であったが市職員も勉強にきてくれた。まだまだ各市町村手探りではあるが、これは要望になるが、八尾市に関わってのインターネット上の同和地区情報が、どのようなサイトでどれくらい流れているのかとか、そのあたりの現状把握から始めてもらえないかと思っている。ただ、調べ方がいろいろであり、おそらく何万という数になってくると思う。

八尾ではまだ出ていないが、スマホで簡単にそのような情報が分かるので、子どもたちがやりとりして、お前のところは同和地区やろとか、そのような差別事象が全国で多く出てきている。放置しておくとも八尾でもそんなことが起こり得るので、八尾市的課題というところに絞っていただいて、検討していただけたらありがたい。

- ・ 今の発言に関連するが、ネット上においては、グーグルの地図で、鉄道の駅名について、同和地区名を入れて駅名を上書きするような事象があった。また、過去に行政関係が持っていた資料を掘り起し、これは行政が公表していたものだから、掲載することに何の問題があるのかと、これは確信犯であるが、そこには地域で活動をしている個人名や住所、電話番号などが入っていたり、ヤフー知恵袋で、今度家を買うのですがここは同和地区ですかというような質問があり、それに対する回答がされるというようなことがある。このようなものを見つつけたりするわけであるが、削除依頼をかけてもなかなか削除されない。インターネットのサイト関係で協議会をつくり、自分たちで倫理規定をつくっているところは、そのような削除依頼ができればすぐに対応するという団体も一部あるが、大手がなかなかすぐには応じない。その間にどんどん拡散するということもある。事実を言って何が悪いという、明らかに確信犯でやっている人と、あまりよくわからないでおもしろがってやっている便乗型の人と、大きく分けて2種あると思うが、そういうものが非常に氾濫している。いちごっこになってしまうが、放っておくとすぐに拡散してしまい、実際に被害が発生するので、八尾市の中でもある程度のチェックができる体制というものをぜひ検討いただいて、迅速な対応をお願いしたい。それから、そのような事例を共有して、どのような対策が可能か、法的なものも含めて、ぜひ一緒に検討していきたいと思う。
- ・ ネットの怖さは、一旦削除をかけてもその時には手遅れであるという、情報が拡散してしまい、その拡散した情報に誰でもアクセスできるという、非常に難しいところがあるわけであるが、まずはできることから八尾市として取り組んでほしいという話であったと思う。これはヘイトスピーチにも通じるところであると思う。
- ・ 事象の報告において、口頭報告が2件あったが、この2件については次回の審議会で文章化して資料としての提出をお願いする。

【案件説明】

- ・ その他
事務局より、今後の啓発事業の予定について情報提供。

【主な意見】

- ・ 特段意見なし